

支線共用の技術基準

東電タウンプランニング株式会社

2019年4月1日 発効

(適用範囲)

第1条 共架事業者が東京電力パワーグリッド株式会社（以下、東電 PG という。）の電柱に施設されている支線の共用工事を行う場合は、有線電気通信設備等電線施設共架技術基準、及びこの支線共用の技術基準により実施するものとする。東電タウンプランニング（以下、TTP という）は、これらの基準に則り、業務を行う。

(支線共用の手続き)

第2条 共架事業者の施設する共用支線が東電 PG の支線に及ぼす荷重について、TTP は、張力計算結果に基づき支線共用の可否判定を行い、共架事業者にその連絡を行う。

2. 東電 PG の支線共用の承諾は、共架事業者と TTP の間で「支線共用に関する覚書」を取り交わすことで行われる。

(支線の共用)

第3条 共架事業者が東電 PG 施設の既設支線を共有する際は、次のとおりとする。

- (1) 共用支線を施設する場合は、以下の図1、又は図2のいずれかの方式を適用し施設する。
- (2) 共用支線に極端な張力をかけて既設支線が弛まない様、張力バランスを保つように施設する。
- (3) 玉がいし用巻付グリップ、及び強力バンド用シンプルの双方が干渉しない（重ならない）様に施設する。干渉する場合は、共用支線を施設してはならない。
- (4) 取り付ける材料は、TTP 指定の材料を使用するものとする。
- (5) 共用支線に用いる鋼より線は、引張荷重に対して十分な強度を有するものとする。
- (6) 支線の鋼より線を東電 PG 電柱に固定する強力バンドの取付位置は、支線の施設を必要とする、当該通信線支持腕金（バンド）の直下とする。

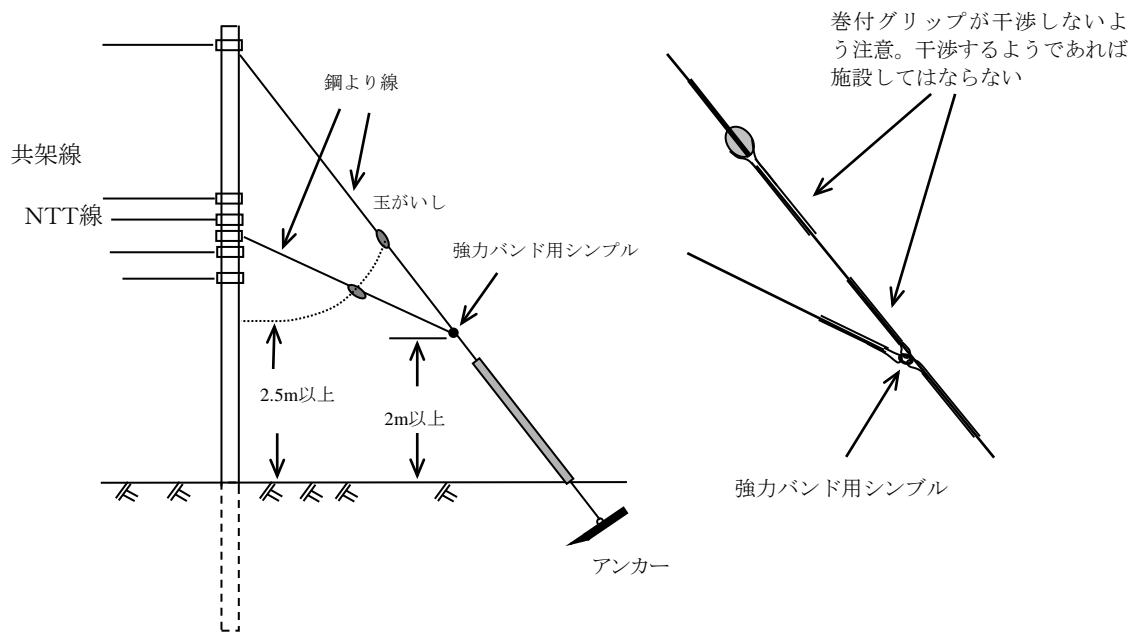
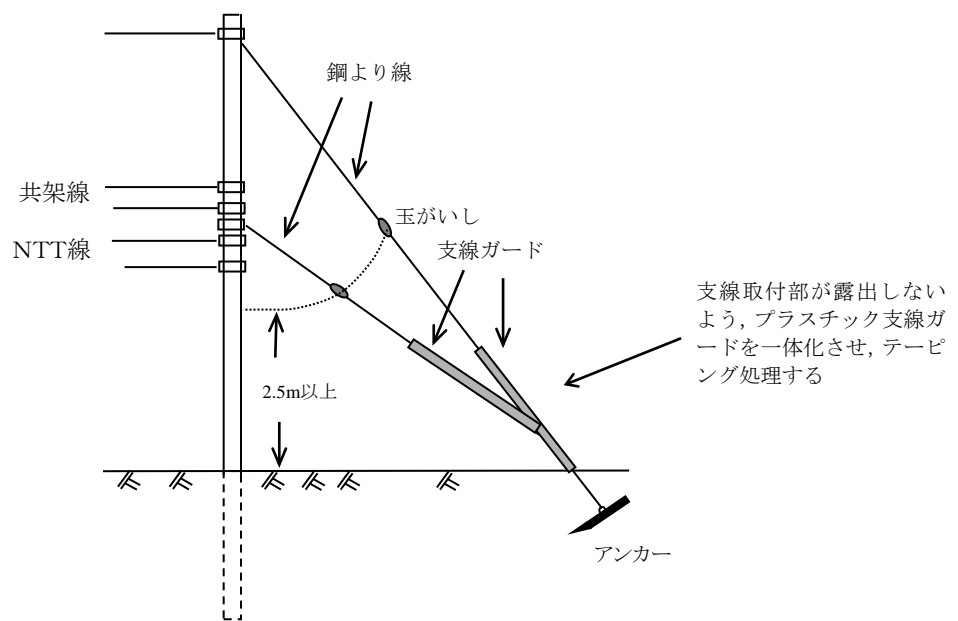


図1 中間分岐方式による支線共用



※支線が舗道上を横断する場合は2.5m以上、その他道路上では4.5m以上を確保すること

図2 支線棒共用方式による支線共用

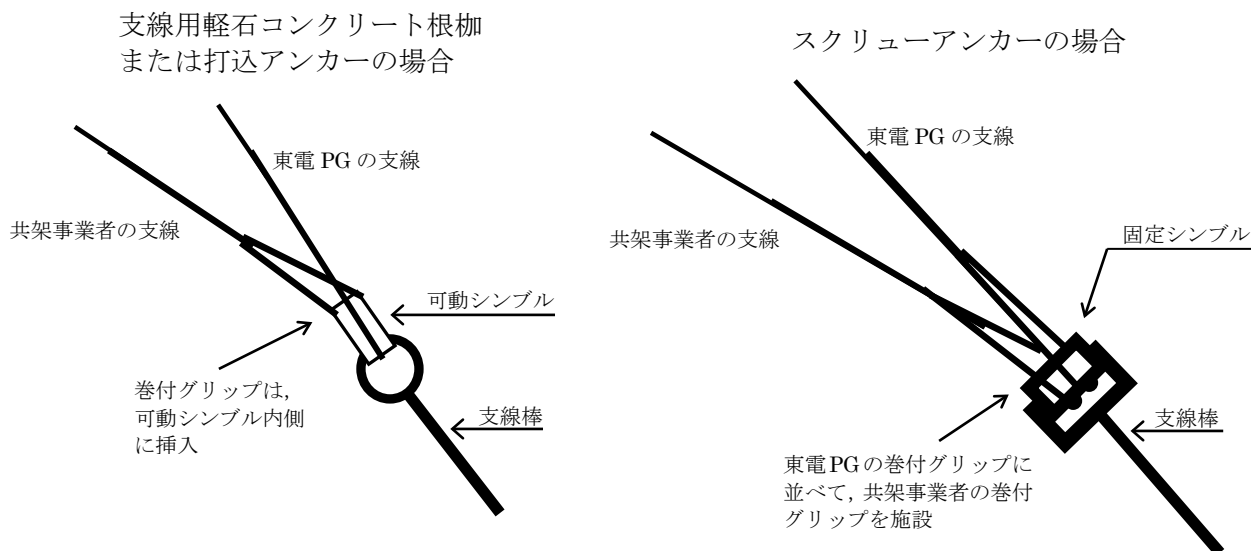


図3 アンカー種別による支線棒取付詳細図

(標識の取付)

第4条 支線共用した場合についても、共架事業者の支線には次の通り標識を取り付ける。

- (1) 標識は、共架事業者の名称を明記した、地上から容易に読み取れる大きさ（標準寸法；縦8cm，横15cm）で、かつ耐久性に優れたものとする。
- (2) 標識は各施設箇所ごとに、図4により取り付ける。

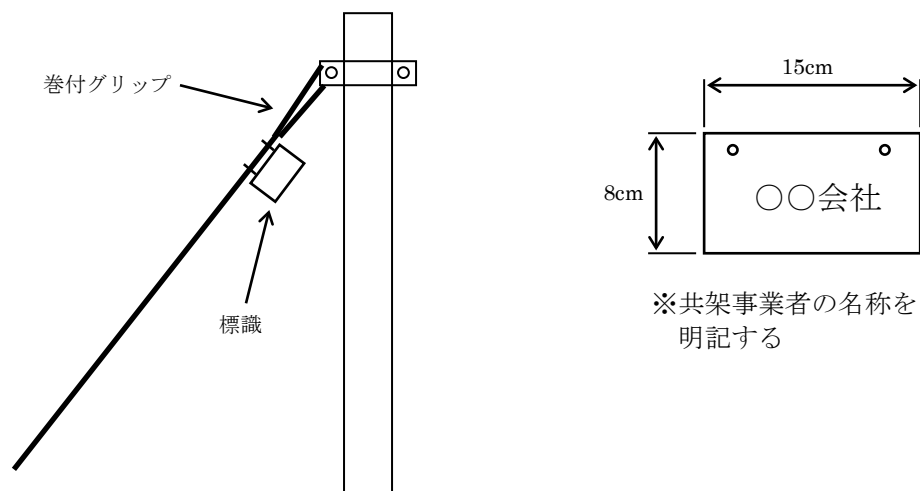


図4 標識の取付方法

(本技術基準に定めのない事項)

第5条 本技術基準に定めていない事項，又は本技術基準に疑義を生じたときは，その都度共架事業者と TPP で協議し処理するものとする。

以上